

## 会 議 録

会議名 (審議会等名)	第 1 2 6 回相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会			
事務局 (担当課)	総務局総務部情報公開課情報公開班 電話 0 4 2 - 7 6 9 - 8 3 3 1 (直通)			
開催日時	令和元年 9 月 2 4 日 (火) 午前 9 時 3 0 分から午前 1 1 時 4 5 分まで			
開催場所	相模原市役所 会議室棟 2 階 第 3 会議室			
出席者	委員	1 0 人 (別紙のとおり)		
	その他	6 人 (会計課担当課長、同主事、指令課担当課長、同副主任、 こども家庭課担当課長、同副主幹)		
	事務局	4 人 (情報公開課長、同担当課長、同副主幹、同主任)		
公開の可否	可	不可	一部不可	傍聴者数 0 人
公開不可・一部不可の場合は、その理由				
会議次第	<p>議題</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 会長及び副会長の選任について</li> <li>2 特定個人情報保護評価専門部会委員の指名等について</li> <li>3 公文書管理部会委員の指名等について</li> <li>4 第 1 2 5 回相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会会議録の承認について</li> <li>5 諮問事案に係る調査審議について 個人情報保護条例第 1 1 条に定めるオンライン結合による保有個人情報の提供について ( 1 ) 「支出事務」におけるオンライン結合による保有個人情報の提供について ( 2 ) 「Net 1 1 9 緊急通報システム受付業務」におけるオンライン結合による保有個人情報の提供について ( 3 ) 「相模原市要保護児童対策地域協議会事務」におけるオンライン結合による保有個人情報の提供について</li> <li>6 保有個人情報取扱事務の登録等について (報告)</li> <li>7 その他</li> </ol>			

主な内容は次のとおり

( は会長の発言、 は委員の発言、 は事務局及びその他職員の発言)

1 会長及び副会長の選任について

相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会規則第3条第1項に基づき、委員の互選により、牛嶋委員が会長に、早川委員が副会長に選任された。

2 特定個人情報保護評価専門部会委員の指名等について

相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会規則第7条第3項の規定により準用する第6条第3項に基づき、会長が、瀬戸委員、齋藤(裕)委員、松浦委員の3名を部会の委員に指名し、同規則第7条第3項の規定により準用する第6条第4項の規定に基づき、会長が、部会長に瀬戸委員を、副部会長に齋藤(裕)委員をそれぞれ指名した。

3 公文書管理部会委員の指名等について

相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会規則第6条第3項の規定に基づき、会長が、早川委員、齋藤(愛)委員、坂口委員、清水委員、岩谷委員、落合委員の6名を部会の委員に指名し、同規則第6条第4項の規定に基づき、会長が、部会長に早川委員を、副部会長に齋藤(愛)委員をそれぞれ指名した。

4 第125回相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会会議録の承認について

第125回相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会会議録(案)について承認し、資料とともに行政資料コーナーへ配架することとした。

5 諮問事案に係る調査審議について

個人情報保護条例第11条に定めるオンライン結合による保有個人情報の提供について

(1)「支出事務」におけるオンライン結合による保有個人情報の提供について

実施機関である会計課から説明の後、質疑応答が行われた。

- データ伝送を行うパソコンの操作職員を限定することだが、操作の際は指紋認証のようなセキュリティ対策はするのか。

L G W A Nの専用のサイトにログインするためには専用のIDとパスワードが必要となっており、それで管理を行う。

- オンライン化するのは時代的に妥当だと思う。話は少し外れるが、コストはどうなっているか。仲介業者を入れずに、なぜ指定金融機関へ役所から直接データ伝送を行わないのか。

指定金融機関がL G W A N回線に直接接続するための権限を有していないことから、このような運用形態になったものである。

- 仲介業者が入ると、トラブルが発生した際の責任の分担範囲が曖昧になる。このよう

な構成はあまり好ましくない。個人データの取扱い自体は問題ないが、実際に運用する時にはもう少し考えられた方がよい。

急に変えることはできないと思うが、いま委員が指摘したことはついては、今後ご検討いただきたい。

- 単に金融機関への支払いデータの直接持込をインターネットに代えたということではなく、コスト面でのメリットはないのか。

データ運搬中の盗難や紛失という個人情報の流失が大変危惧されるが、専用の回線を利用することにより、そのような個人情報の流出の危険が大幅に軽減されると考えている。また、データを運搬するための人件費の軽減も図れ、セキュリティが高いL G W A Nを使い、安全に個人情報を保護するという点で進めさせていただきたいと考えている。

委員が言われたように仲介者が入ることによる責任分担の問題があると思う。できる限り仲介者は少ない方がよいというのが一般論としてはある。当審議会の今回の諮問内容とは直接の関係はないが、関連するものとして検討いただきたい。

担当職員に対する研修を定期的実施するとの説明があったが、具体的に研修の実施内容について教えていただきたい。

相模原市では市の職員に対し、セキュリティポリシーという取決めを整えており、職員は情報セキュリティポリシーを理解し、遵守しなければならないとされている。セキュリティポリシーを指導する責任者は各所属の課長、所属長で、年1回以上全職員に対してセキュリティポリシーに基づいた研修を行わなければならないとされている。

人事異動の直後に研修は実施されるのか。

システムの操作方法を覚えるということを始めとして、個人情報の取扱いについても着任後すぐに研修を行うような体制になっている。

委員が言われるように大変重要なことだと思われる。

実施機関が退出し、調査審議に入った。

職員が直接データを搬送するよりもセキュリティが高く、少なくとも職員の人件費のコスト減につながるということだが、先ほど委員が言われた点については、当審議会の議題そのものとは若干異なるものの、セキュリティの観点からは関連があるので要望したい。

答申に書かなくともよいが、議事録には残していただきたい。

先ほどの仲介者の件やセキュリティの件など、運用の問題として議事録には残る。また、事務局の方でも適宜指導をお願いしたい。

審議の結果、「支出事務」におけるオンライン結合による保有個人情報の提供について、諮問の内容を適当とする答申を行った。

(2)「Net119緊急通報システム受付業務」におけるオンライン結合による保有個人情報の提供について

実施機関である指令課から説明の後、質疑応答が行われた。

提供される保有個人情報の項目だが、位置情報は提供されるのか。

位置情報も提供される。

位置情報も提供されるのであれば、位置情報も提供されるということの本人同意が必要ではないか。

位置情報の提供は、利用規約には入っていないのか。

利用規約に含まれている。

外部委託契約されるようだが、監査はどうなっているか。第三者の外部監査を行うようだが、相模原市消防局としては監査は実施しないのか。

現時点では計画はない。

セキュリティの中には可用性という概念があるが、消防のシステムが使えなくなってしまうと困るので、その辺のところはきちんと規約の中に明記してあるか。

契約上、99.999%稼働させるという仕様になっている。

システムは多言語されているか。必要ではないか。

今後検討していく。

これは全国的な問題で相模原市だけの問題ではないと思うが、国への要望などで進めていただきたい。

LINEなども使ってはどうか。新しい技術の流れに沿って整備しないといけない。

実施機関が退出し、調査審議に入った。

諮問を適当なものと認めるかどうかご審議いただきたい。

問題ない。

審議の結果、「Net119緊急通報システム受付業務」におけるオンライン結合による保有個人情報の提供について、諮問の内容を適当とする答申を行った。

(3)「相模原市要保護児童対策地域協議会事務」におけるオンライン結合による保有個人情報の提供について

実施機関であるこども家庭課から説明の後、質疑応答が行われた。

審議会への諮問が事業実施後になっているが、どうして事前に諮問が出来なかったのか。理由があれば教えていただきたい。

LGWANというごく限られた機関、範囲の中での情報共有であることからオンライン結合に当たるという認識に至らなかった。

県警へ提供する個人情報対象者の範囲について教えていただきたい。また、児童虐待の通報者の情報は提供されないのか。

提供する項目は、児童氏名や生年月日などの基本的情報であり、家族構成のような詳細な情報は掲載していない。また、通報者保護の観点から、通報者に関する情報は掲載していない。

エクセルファイルを市がアップロードし、アップロードされたものを県警側が閲覧するということだが、県警ではダウンロード可能か。

ルール上は閲覧のみとしているが、L G W A Nの機能としてはダウンロードが可能になっている。

そうであれば、きちんと規則を作ってダウンロードしたデータは適正に扱うようにしておいた方がよいのではないか。実態とルールが乖離しているのが一番問題である。

ダウンロードしないことをルールとしているのが現在の状況である。

データファイルへパスワード及び編集ロックを設定するとの説明があったが、エクセルファイルにパスワードと編集ロックが掛かっているということによいか。また、週1回のデータのアップ毎に違うパスワードが設定されるのか。

そのとおりである。

毎週アップするたびに変わるわけだが、すでにダウンロードされたものは見れてしまうのではないか。

夜間しか見ない、休日しか見ないというルールと実態が乖離している。実態に合わせたルールを作るべき。

ルールの中で、そのように規定しているが。

守れないことをルールにしても仕方がない。

県警側がどのデータを誰が、どのIDで検索したかという情報は、こども家庭課で把握できるのか。

県警の照会内容については、翌日になるが書面での報告がある。

電子的にわからないのか。

L G W A N自体を本市が運用している訳ではないので、ログの閲覧までは権限がない。

実施しようとしていること自体は非常に良いことだとは思いますが、ルールと実態が乖離しており、非常に問題がある運用形態だと思われる。

L G W A Nの管理者は誰か。

地方公共団体情報システム機構が運用するシステムである。

システム上、ダウンロードの制限、閲覧時間の制限、ログの確認のいずれについても対応できないという理解でよろしいか。

利用可能なシステムには、そのような機能がないことから対応できない。

夜間、休日以外の役所が開庁している間の情報共有はどのように行われているのか。

警察から児童相談所への電話連絡になる。

個人情報のやり取りなので非常に慎重にすべきであり、言葉でのやり取りよりも、書面の方がより理解がしやすく、誤解がないと思われるが、実務的にはどのように行われているのか。

まず警察に通報があった場合は、警察から児童相談所への電話連絡での確認になる。市が対応した内容等については、書面で報告している。

県内の政令市や他の自治体もL G W A Nを利用した仕組みによって動き始めているのか。

国からL G W A Nを使った仕組みが示されているわけではないが、県内で実施している自治体は、同じようなL G W A Nを使用した仕組みでの情報共有を調整している。L G W A Nを利用しないという仕組みはあり得るのか。

安全性を考えると、L G W A Nが一番、安全性が高いものと考えられる。委員から指摘があった、システムと実務の乖離ということについて、他の都道府県の情報は聞き及んでいないか。

他の都道府県については承知していないが、県内の自治体ではそのような指摘は受けていない。

ここでの議論は実施機関として認識いただきたい。審議会からの要望のレベルにとどまるか、場合によっては答申の中に検討事項として書き込むことになるかもしれない。いずれにしても、重要な論点になると思う。

警察と関係機関の連携に加えて、自治体間の情報共有の在り方について、いろいろ指摘されていると思うし、その谷間になって不幸な事案が生まれている。県内の自治体ということでは、システム上の課題はあるが、これによって一歩前進すると思う。

自治体間の情報共有について他に情報はあるか。

現状では、他の自治体との中で、システムやネットワークを通じての情報共有は行っていない。自治体間では電話連絡や書面による引継ぎ、引き継ぐ側、引き継がれる側が対面しての引継ぎを行っている。

広く情報共有した方が適切に対応できると思うが、どの自治体でも情報を見られるという事になると別の問題が生じる。

日ごろから保護者との電話でのやりとりや面接、所属の保育園等と連携して、子どもの見守りや安全確認をしていくことが大事で、市においても頻度を高くして保護者との面接や直接訪問をして子どもの安全確認等を行っている。急な転居に対しては、把握したらすぐに転居先の自治体に電話連絡し、これまでの支援経過の情報共有や引継ぎをしている。転入の場合、転居元の自治体よりも先に市が把握することもあり、その場合は転居元の自治体に電話でこれまでの支援経過等を確認している。

運用ルールでは「閲覧時間」は「随時」とあるが、夜間・休日のみという説明と齟齬しているのではないか。

運用ルールでは随時というになっているが、ただし書きで、安全確認及び完全確保を図る上で必要な場合に限るとしており、閲覧時間は休日・夜間としているところである。ただ、ルールと実態が異なっているところがあり、明確にすべき部分だと思うので、今後修正していきたい。

児童虐待事案の判断基準はどうなっているのか。

要保護児童対策地域協議会の中で、虐待事案として支援をしていくという事を明確に、組織的に判断しており、これは虐待事案として対応すべき、あるいは、そうでないと判断している。

実施機関が退出し、調査審議に入った。

諮問に対する答申案を検討したいと思うが、本件は附帯意見を付けた方がよい点があるのではないかと思われる。たたき台を用意しているが、このたたき台には固執しないので、削除、追加、文言修正などの意見があればお願いしたい。

運用ルールと実態が相違しているので、是正していただきたい。

6か月後に運用状況の報告を求めたい。その段階で、運用ルールが是正されていることを期待したい。

附帯意見に掲げた項目の中には、附帯意見の有無にかかわらず、当然に改善を求める項目もあるし、不要となった個人情報の削除も条例に従えば当然ではあるが、特に重要事項であることから、確認として附帯意見に記載することとしたい。

本件は非常に重要な問題であると同時に、個人情報で非常にセンシティブな情報であるため、附帯意見を詳細に付けることにしたい。

審議の結果、「相模原市要保護児童対策地域協議会事務」におけるオンライン結合による保有個人情報の提供について、附帯意見を付した上で諮問の内容を適当とする答申を行った。

## 5 保有個人情報取扱事務の登録等について（報告）

保有個人情報取扱事務の登録等について、事務局から報告があった。

新規登録の部の「秘書課受付事務」の個人の類型について、相談の内容によっては、相談者以外の個人情報の取扱いも考えられるのではないか。また、「SDGs普及啓発事務」等参加希望者や申込者を取り扱う複数の事務においては、未成年者が申込みをした場合に保護者の情報を記入する欄などはないのか。

「年金生活者支援給付金請求書等受理事務」について、心身機能の障害など要配慮個人情報の取扱いはないのか。

担当課に確認し、必要があれば登録事項の変更を依頼する。

変更登録の部の「犯罪人等名簿事務」について、犯罪人や成年被後見人等の情報を取り扱うようだが、この名簿はどのような目的で使用されるものなのか。

目的としては、選挙権の有無等を確認する際に使用するものとなっている。

そうであれば、成年被後見人については病歴等の取扱いも考えられるので、要配慮個人情報の取扱いが犯罪の経歴のみでよいのか、確認をお願いしたい。

承知した。

## 6 その他

次回の審議会日程について、後日調整することとなった。

以上

## 相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会 出席者名簿

(令和元年9月24日開催)

	氏名	所属等	出欠席	備考
1	牛嶋 仁	中央大学法学部教授	出席	会長
2	早川 和宏	東洋大学法学部教授	出席	副会長
3	岩谷 房雄	相模原商工会議所1号議員	出席	
4	落合 洋一	公募委員	出席	
5	齋藤 裕美	多摩大学経営情報学部教授	欠席	
6	齊藤 愛	千葉大学大学院社会科学研究院教授	欠席	
7	坂口 貴弘	創価大学創価教育研究所講師	出席	
8	清水 善仁	法政大学大原社会問題研究所准教授	欠席	
9	瀬戸 洋一	産業技術大学院大学情報アーキテクチャ専攻教授	出席	
10	寺田 麻佑	国際基督教大学教養学部准教授	欠席	
11	長瀬 久	公募委員	出席	
12	中西 知子	特定非営利活動法人男女共同参画さがみはら理事	出席	
13	中山 光明	相模原市自治会連合会理事	欠席	
14	松浦 薫	弁護士	出席	
15	脇山 寿満子	相模原市民生委員児童委員協議会常任理事	出席	

任期は令和3年6月30日まで